

別紙様式 2 (裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の基本給月額) 円 (職級号俸)
<p>(支払差止処分の理由、独立行政法人地域医療機能推進機構に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由又は懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)</p> <p style="text-align: center;">( 思 料 さ れ る 犯 罪 に 係 る 罰 条 :</p> <p style="text-align: center;">)</p>	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 独立行政法人地域医療機能推進機構職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第25条第1項又は第2項の規定による処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li> <li>2 退職手当規程第25条第1項又は第2項の規定による処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、退職手当規程第26条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</li> <li>3 退職手当規程第25条第2項の規定による処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、退職手当規程第26条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li> <li>4 退職手当規程第25条第3項の規定による処分を受けた者が同規程第26条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合</li> <li>5 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の</li> </ol>	

退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

- 備考1 勤続期間とは、退職手当規程第17条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。